別表第一(16)の表中

「	太陽光発電促進付加金	太陽光発電促進付加金（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第５条第１項の規定により定められる判断の基準に基づき、一般電気事業者が行つた太陽光発電による電気の調達に要する費用に応じて、電気の使用者に転嫁する金銭をいう。以下同じ。）を整理する。	」を
「	太陽光発電促進付加金 再エネ特措法賦課金	太陽光発電促進付加金（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第５条第１項の規定により定められる判断の基準に基づき、一般電気事業者が行つた太陽光発電による電気の調達に要する費用に応じて、電気の使用者に転嫁する金銭をいう。以下同じ。）を整理する。 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条第１項の規定による賦課金を整理する。	」に
「	太陽光発電促進付加金	「電灯料」の同項に準ずる。	」を
「	太陽光発電促進付加金 再エネ特措法賦課金	「電灯料」の同項に準ずる。 同上	」に
「	事業者間精算収益	振替供給によつて得た収益を整理する。	」を
「	事業者間精算収益 再エネ特措法交付金	振替供給によつて得た収益を整理する。 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第８条第１項の交付金を整理する。	」に

改める。

別表第二の第二表中

「	一般管理費	』を『	一般管理費 再エネ特措法納付金 』に
『	事業者間精算収益	」を「	事業者間精算収益 再エネ特措法交付金 」に

改める。

別表第二の第五表中

「	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△ 」を
「	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
	再エネ特措法納付金																」に

改める。

別表第二の第十四表中

「	太陽光発電促進付加金					」を
「	太陽光発電促進付加金					
	再エネ特措法賦課金					」に

改める。

別表第二の第十七表を次のように改める。

第17表

再エネ特措法賦課金等明細表

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名

	電力量（MWh）	金額（千円）
太陽光発電促進付加金		
電灯料に含まれるもの		
電力料に含まれるもの		
託送収益に含まれるもの		
再エネ特措法賦課金		
電灯料に含まれるもの		
電力料に含まれるもの		
太陽光電力買取費		
他社購入電源費に含まれるもの		
再エネ特措法買取費		
他社購入電源費に含まれるもの		

（記載注意）

1　太陽光電力買取費は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第５条第１項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額を記載すること。

2　再エネ特措法買取費は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第４条第１項に規定する特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額を記載すること。

3　特定規模需要分を含めた総額を記載すること。